

高知県商店街魅力向上事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下、「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県商店街魅力向上事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、近年の人口減少及び消費者ニーズの多様化により、県内商業が大変厳しい状況に置かれていることから、空き店舗を活用した新規創業希望者の育成及び出店並びに既存店舗の魅力を向上させる取組みを支援することによって、商店街のにぎわいの創出と、周辺住民の利便性の確保を図るとともに、県内各地域における商業の活性化並びに商業機能及び商店街組織の維持・発展につなげることを目的として、補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工団体等：商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及び商店街振興等の取組みを進める NPO
- (2) 商店街等：次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合を有する市町村にあっては、その商店街地域
 - イ 相当数の小売商業が集積している地域
 - ウ 知事が特に必要があると認める地域
- (3) 空き店舗：次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街等に立地する店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設で、現在使用されなくなってから、3 月以上その状態が継続しているもの
 - イ 大規模集客施設及び大規模小売店舗等でないもの。ただし、店舗が立地する市町村が、補助対象とする必要があると認める場合であって、市町村長の推薦書の添付があるものを除く。
 - ウ 建物の構造上明確な区切りがされているもの。ただし、イの場合を除く。
- (4) 既存店舗：次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街等に立地する店舗で、同一店舗においておおむね 5 年以上事業を営むもの
 - イ 大規模集客施設及び大規模小売店舗等でないもの。ただし、店舗が立地する市

町村が、補助対象とする必要があると認める場合であって、市町村長の推薦書の添付があるものを除く。

- (5) 出店者：新たに事業を営もうとする個人若しくは法人又は既存事業の拡大等を図る個人若しくは法人
- (6) 民間事業者：事業を営む個人又は法人
- (7) 商業振興計画：商工団体等が作成する商店街等の地域を対象とした地域商業の活性化並びに商業機能及び商店街の維持・発展に資する計画

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) チャレンジショップ事業

商店街のにぎわい創出及び活性化を目的に、新規開業希望者が将来の開業を目指し、お試し開業ができる施設（以下「チャレンジショップ」という。）を開設する取組みで、商工団体等が実施する以下の事業

ア チャレンジショップの運営

イ チャレンジショップに出店し、その店舗を経営するチャレンジャーの募集及び育成

ウ チャレンジャーのチャレンジ期間終了後の商店街への出店支援

エ チャレンジショップを活用して行う商店街の活性化を図る事業

(2) 空き店舗対策事業

商店街等の空き店舗を活用して行う商店街等のにぎわい創出に資する事業

(3) 店舗魅力向上事業

店舗の集客及び収益の増加につながる、店舗の魅力向上に資する、以下の要素を考慮して計画された取組みで、周辺住民の利便性、地域商業の活性化並びに商業機能及び商店街の維持・発展につながる事業

ア 商業振興計画との整合性及び事業計画の実施に伴う、地域商店街等への効果

イ 新たな事業活動における新規性及び革新性並びに市場性及び成長性

(補助事業者)

第5条 次の各号に掲げる補助事業に係る補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) チャレンジショップ事業

商工団体等

(2) 空き店舗対策事業

商店街等において空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業を行う出店

者又は商工団体等であつて、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないもの

イ 店舗所有者と補助事業者とが、同居の親族、出資額 50 パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの

ウ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないもの

エ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの

オ 出店計画について、県が実施する経営指導を受け入れるもの

(3) 店舗魅力向上事業

既存店舗において小売業、飲食業又はサービス業を行う民間事業者であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 商工会・商工会議所等の支援機関のアドバイスを受け入れ、所在する商店街等の振興計画を基に、店舗の魅力向上に資する事業計画を作成するもの

イ 高知県内に本社・本店を有するもの

ウ 県外に本社又は本店を有するフランチャイズ店でないもの

エ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないもの

オ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事が適当であると認めるもの

(補助事業の業種)

第 6 条 空き店舗対策事業及び店舗魅力向上事業の補助対象業種は、小売業、飲食業又はサービス業であつて、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 昼間営業をするものであること。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）

第 2 条第 1 項各号に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第 7 条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとし、県は、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業の採択等)

第 8 条 第 4 条第 3 号に掲げる店舗魅力向上事業を実施しようとする者は、別に定める募集期間内に、別記第 1 号様式による事業採択申請書を提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請がされたときは、別に定める店舗魅力向上事業審査

会設置要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく店舗魅力向上事業審査会の意見を踏まえて補助事業の採択または不採択を決定するものとする。

- 3 知事は、採択の決定を行った場合は当該申請者に通知するものとし、不採択の決定を行った場合にはその理由を付して、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第10条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の変更の申請)

第 11 条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの事項の変更をしようとするときは、別記第 3 号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額等の変更(補助金額の 20 パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の区分ごとに 20 パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。)
- (2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であつて、知事が変更手続を要すると認めたもの(必要に応じて知事に事前協議をすること。)

2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第 4 号様式による(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第 13 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない

ないこと。

- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した、規則第 19 条第 1 項に規定される財産（次号において「施設財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、第 10 条第 1 項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（状況報告及び調査）

第 14 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。ただし、チャレンジショップ事業にあっては、9 月 30 日現在における補助事業の遂行状況について、別記第 5 号様式による遂行状況報告書を 10 月 20 日までに、知事に提出しなければならない。

（補助事業の完了日）

第 15 条 空き店舗対策事業については、営業開始日をもって補助事業の完了日とする。

（実績報告等）

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 6 号様式による実績報告書を補助事業の完了日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、空き店舗対策事業及び店舗魅力向上事業については、翌年度の 4 月 10 日までに、チャレンジショップ事業については、翌年度の 4 月 30 日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第 9 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らか

になったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第9条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合においては、知事は、当該報告を受けて、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金額の確定)

- 第17条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第11条第1項の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通ずるものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第18条 知事は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。ただし、チャレンジショップ事業については、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

- 第19条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。
- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 第10条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。
 - (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

- (4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第 17 条第 3 項の規定を準用する。

(情報の開示)

第 20 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号。）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 12 日から施行し、同月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 13 条、第 16 条第 3 項、第 19 条及び第 20 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 28 年 11 月 21 日から施行し、同日から適用する。ただし、同日以前に審査会を行ったものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日から施行し、同日から適用する。ただし、同日以前に、この要綱に基づき交付された補助金については、なお従前の例による。